難病患者在宅レスパイト事業契約書（例）

参考例ですので，各事業者で変更してご利用ください。

利用者＿＿＿＿＿＿ （以下「甲」という。）と事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（以下「 乙 」という。）とは栃木県が定める難病患者在宅レスパイト事業（以下「本事業」という。）の利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第１条　乙は，栃木県が定める在宅難病患者・家族支援事業実施要領第２の３（以下「実施要領」という。）及びこの契約に従い，甲が監護する医療的ケアを必要とする難病患者（以下「難病患者」という。）に訪問看護サービスを提供します。

（契約期間）

第２条　この契約における契約期間は令和　年　月　日から利用決定期間終了日までとします。

（主治医との関係）

第３条　乙は，本事業のサービスを提供する場合，あらかじめ難病患者の介護時の医療行為に関する主治医の指示を文書で受けます。

（心身の状況等の把握）

第４条　乙は，本事業の提供にあたっては，難病患者の心身の状況，病歴，その置かれている環境，他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

（サービスの提供内容）

第５条　甲は本事業の利用にあたり，栃木県が通知する「難病患者在宅レスパイト事業利用決定通知書（実施要領様式第６－２－１号）」（以下「決定通知書」という。）を乙に提示する必要があります。

２　乙は，担当の訪問看護師を派遣し，主治医の指示に基づく訪問看護サービスを提供します。

３　乙は，指定訪問看護の提供に引き続き，サービスを提供することができます。

（サービスの提供の記録等）

第６条　乙は，サービスを提供した場合には，栃木県が定める「利用実績一覧票（総括票）（実施要領様式第８－１－１号）」に必要事項を記入し，甲の確認及び署名を受けます。また，サービスの提供内容について記録を作成します。

２　乙は，前項の記録を作成した後５年間はこれを適正に保存し，甲の求めにより閲覧に応じ，甲の実費負担によりその写しを交付します。

（サービスの実施等）

第７条　甲は，乙が甲のため本事業を提供するにあたり，可能な限り乙に協力しなければなりません。

２　訪問看護員に対するハラスメント等の行為が確認され、訪問看護サービスの提供が困難と判断した場合は、訪問看護サービスの提供を中止することがあります。

（苦情対応）

第８条　甲は提供されたサービスに苦情がある場合には，乙に対して，いつでも苦情を申し立てることができます 。

２　乙は，相談があった場合には，速やかに，かつ，誠実に対応します 。

３　乙は，甲が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

（緊急時の対応）

第９条　乙は，本事業の提供を行っているときに難病患者に病状の急変等が生じた場合には，速やかに主治医へ連絡し，指示を求めるとともに，必要に応じて応急手当を行う等の措置を講じなければなりません。

（守秘義務等）

第10条　乙は正当な理由がない限り，その業務上知り得た甲及び難病患者並びにその家族等に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は，本契約が終了した後も継続します。

２　乙は，難病患者に医療上緊急の必要性がある場合には，医療機関等に難病患者に関する心身等の情報を提供できるものとします 。

３　前２項に関わらず，難病患者に係る関係機関との連携を図るなど正当な理由がある場合には，乙は，あらかじめ文書により同意を得た上で，甲又は家族等の個人情報を用いることができるものとします。

（甲の解約権）

第11 条　甲は，乙に対して，いつでも１週間以上の予告期間をもって通知することにより，この契約を解除することができます。

なお，この場合，甲は乙に対し，文書による確認を求めることができます。

２　甲は，次のいずれかの事由が発生した場合は，文書で通知することにより，直ちにこの契約を解約することができます。

　⑴　乙が，定められたサービスを提供しないとき。

　⑵　乙が，この契約に違反したとき。

　⑶　乙が，甲及び難病患者並びにその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき。

（乙の解約権）

第12条　乙は，甲が故意に法律違反その他著しい不信行為をなし，再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく，契約の継続が困難となった場合は，その理由を記載した文書により，２週間以上の予告期間をもって，この契約を解除することができます。

２　乙は，甲に対して，やむ得ない事由が発生した場合は，１週間以上の予告期間をもって文書で通知することにより，この契約を解約することができます 。

（契約の終了）

第13条　次のいずれかの事由が発生した場合は，この契約は終了するものとします。

⑴　この契約期間の満了日の７日前までに，甲から契約終了の意思表示があり，契約期間が満了したとき。

⑵　甲から第１１条第１項に定める通知がなされ，予告期間が満了したとき。

⑶　第１１条第２項各号に定める事由により，甲から文書による解約通知が　なされたとき。

⑷　乙が，前条第１項に定める契約の解除を通知したとき。

⑸　乙から前条第２項に定める文書による解約の意思表示がなされ，予告期　間が満了したとき。

⑹　次の理由で甲にサービスを提供できなくなったとき。

ア　甲が施設等に入所したとき。

イ　甲が本事業の利用登録決定の取り消しを受けたとき。

（損害賠償）

第14条　乙は，サービスの提供にあたって難病患者の生命・身体に損害を与えた場合には，その損害を賠償します。

ただし，乙に故意過失がなかったことを証明した場合には，この限りではありません。

（裁判管轄）

第15条　この契約に関する訴訟については，甲の住所地（居住地）を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

（契約外条項等）

第16条　この契約の履行について生じた疑義及び定めのない事項については，要綱その他関係法令の趣旨を尊重し，甲と乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため，本契約書２通を作成し，甲乙記名押印の上各自１通を保有します 。

令和　　年　　月　　日

利用者甲　住所

氏名　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

事業者乙　住所

事業者（法人）名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞